会議名	令和5年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和5年9月25日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長:8番 中村 基寛 委員:2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田		計7名
欠席委員	1番 大久保泰明		
農業委員 会事務局	事務局長:西島雄一 副主幹:渡辺和宏 主査:前田大樹	士 主任主事:	吉岡聡巳
傍聴人			
議事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の 日程 第3 農地法第5条第1項の規定による許可申請の 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出に 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用	取下願につい ついて 届出について	7
会議の概要	会長:ただ今から、令和5年第9回定例総会を開会いたします。欠席委員は1番 1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は 成立しております。本日の議事録署名人に、5番と6番を指名いたします。 長:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号56号から 58号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局:(議案番号56~58号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端の農用地区域内農地3筆と、大曲の農用地区域内農地2筆、一之宮の農用地区域内農地4筆及び農業振興地域内農地3筆の計12筆です。耕作者は譲受人ほか3名で、茅ヶ崎市内で水稲や露地野菜を作付しており、茅ヶ崎市農委員会が発行する耕作証明を添付しています。 譲受人はトラクターやコンバイン、田植え機等を所有しており、自宅から当該地までの通作距離は約5kmで、車で約15分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間150日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 長:続いて、地区担当農業委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まずは、田端地区担当農業委員の7番からお願いします。 長: 先り事務局と現地確認しました。譲受人は、一之宮、田端地区で実績があるので問題ないと思います。 長: ありがとうございました。続いて、大曲及び一之宮地区担当農業委員である私から説明いたします。 長: 9月15日事務局職員と現地確認しました。当該地の一部は現状耕作されておらず、草が生えている状態です。しつかりと耕作できる方に売買され		

ることは、遊休農地が解消されるため良いことだと考えます。

会 長: それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号56号から58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号56号から58号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号59号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号59号を朗読)

- (説明) 当該地は小谷地区にある農用地区域内の農地2筆で、現況は畑です。令和2年に利用権設定され1回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターやハンマーナイフなどを保有しており、当該地で実績があります。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員である1番が欠席のため、隣接地区農業委員の 3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 3 番:9月14日事務局職員と現地確認しました。現地は少し草が生えていましたが、マルチをひいていて耕作している状況が確認できました。当該地や他地区で実績がある方なので、問題ないと思います。
- 会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号59号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号59号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第3、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いについて、報告番号79号~81号の3件、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局: (報告番号79~81号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、農福連携事業による社会福祉施設及びレストランの整備を事業内容として、令和5年6月9日に提出された農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ願いです。当該許可申請については、令和5年第6回定例総会の議案番号第43号から第45号において審議され、許可相当として意見書を添え、県に申達したところです。インフラ整備など開発費用が多額にかかること、また諸物価の高騰で建築費も大幅に値上がりしていることが判明し、当初の予算では計画の実現が不可能となったことを理由として、譲受人及び譲渡人より取下げ願いの提出がありました。いずれも記載事項等に不備はございませんでしたので、事務局長専決により書類を受理し、県に提出いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号79号~8 1号の報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第4、 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号82号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号83号から87号の5件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号88号から90号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり5件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり3件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については 了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長:では、以上をもって、令和5年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会い たします。

資 料

1. 令和5年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝

議事録署名人 三澤 伸喜

本議事録は、令和5年10月25日、承認・署名を得て確定しました。